8．土砂災害警戒区域等の指定

（１）土砂災害防止法とは

土砂災害防止法は，土砂災害（がけ崩れ，土石流，地滑り）から住民の生命を守るために，土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし，警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可等のソフト対策を推進しようとするもので，2001年(平成13年)4月に施行されました。都道府県知事は，土砂災害警戒区域等の指定等に不可欠な，各種データを収集するための基礎調査を実施し，関係市町村長の意見を聴いたうえで，土砂災害警戒区域等の指定を行います。

基礎調査の実施（都道府県）

土砂災害警戒区域等の指定においては，基礎調査（土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質，土地の利用状況などを調査）を行った上で実施します。

基礎調査の内容
- ○対象となる危険箇所の抽出
- ○図化作業
- ○区域設定作業
- ○調査結果の市町村長への通知

土砂災害警戒区域
（イエローゾーン）
（土砂災害のおそれがある区域　法第７条）
●危険な箇所を明らかにし,早めの避難を行います。

土砂災害特別警戒区域
（レッドゾーン）
（土砂災害警戒区域の中でも特に，建物が破壊され，住民に大きな被害が生じるおそれのある区域　法第９条）
●一定の開発行為の規制，建築物の構造規制，既存住宅の移転促進等を行います。

「土砂災害防止法」で区域に指定されると‥‥

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）
土砂災害警戒区域においては，土砂災害から生命を守るため，災害情報の伝達や，警戒避難体制等の整備が図られます。

［市町村］
- ○市町村地域防災計画への記載（法第８条1項）
- ○要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制の整備（法第８条2項）
- ○土砂災害ハザードマップによる周知（法第８条3項）

［要配慮者利用施設］
- ○避難確保計画の作成，避難訓練の実施（法第８条の２）

［宅地建物取引業者］
- ○宅地建物取引における重要事項の説明（宅地建物取引業法）

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
土砂災害特別警戒区域においては，特定の開発行為に対する許可制，建築物の構造規制等が行われる。

［都道府県］
- ○特定の開発行為に対する許可制（法第10条）
- ○建築物の移転等の勧告及び支援措置（法第26条）

［建築主事を置く地方公共団体］
- ○建築物の構造規制（法第24条）

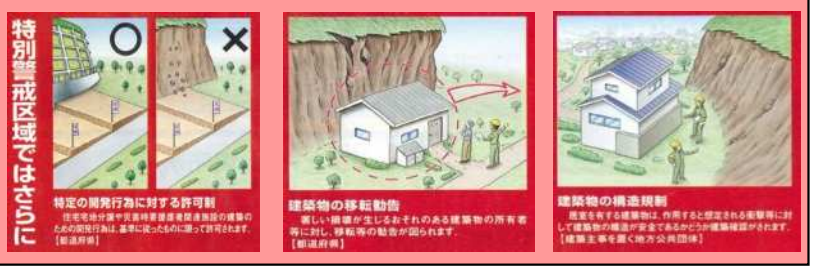

（２）基礎調査結果の公表について

土砂災害（特別）警戒区域は，基礎調査が終わった箇所から結果を順次公表しています。調査結果は，鹿児島県ホームページの土砂災害警戒区域等マップ，県庁砂防課，お住まいの地域を所管する地域振興局・支庁等及び関係市町村役場等において確認できます。

県砂防課，地域振興局
市町村役場での縦覧

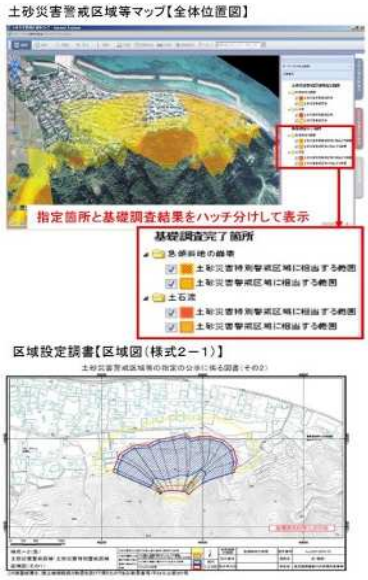

県ホームページでの公表

公民館や役場窓口での掲示

（３）土砂災害警戒区域等指定に係る住民周知について

県では，県内で土砂災害警戒区域・特別警戒区域を指定するに当たり，関係する市町村と連携して，対象地域の住民の方々を対象とした住民周知を行っています。

（左）令和3年9月29日（水）
姶良・伊佐地域振興局が霧島市
国分公民館で開催した住民説明会

（右）令和2年9月27日（日）に県砂防課，鹿児島地域振興局，鹿児島市が鹿児島市松元支所で開催した住民説明会

地域の世帯に住民説明会のお知らせを配布

（４）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

本県では，地形・地質等の状況のほか，土砂災害の発生実態を踏まえ市町村との連携のもと，順次，基礎調査を実施し，2004年度(平成16年度)から区域指定を進めています。

2022年(令和４年)３月末時点で，県内４３市町村において，約2万3千箇所の土砂災害警戒区域と約２万箇所の土砂災害特別警戒区域を指定しました。